

介護サービス（要介護1～5）

訪問介護

- ・ 家庭で、ホームヘルパーから食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの生活援助が受けられます。通院等のための乗降介助も利用できます。

訪問入浴介護

- ・ 家庭に浴槽を積んだ入浴車などで訪問してもらい、入浴介護が受けられます。

訪問看護

- ・ 主治医に療養上の世話や医師の指示の下に行う診療の補助が必要と認められた人が、看護師等に家庭を訪問してもらい、看護が受けられます。

訪問リハビリテーション

- ・ 主治医に心身の機能の維持回復等のため必要と認められた人が、理学療法士等に家庭を訪問してもらい、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを受けられます。

居宅療養管理指導

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに家庭を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

通所介護＜デイサービス＞

- ・ 通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話および機能訓練などが日帰りで受けられます。

通所リハビリテーション＜デイケア＞

- ・ 主治医に必要と認められた人が、介護老人保健施設・病院・診療所等で、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われるリハビリテーションを日帰りで受けられます。

短期入所生活介護＜ショートステイ＞

- ・ 特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話および機能訓練などが受けられます。

短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等）＜医療型ショートステイ＞

- ・ 介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話が受けられます。

特定施設入居者生活介護（短期利用以外、短期利用）＜有料老人ホーム＞

- ・ 有料老人ホーム等に入居して、食事・入浴・排せつなどの介護やその他の必要な日常生活上の世話および機能訓練などが受けられます。

福祉用具貸与

- ・ 日常生活の自立を助けるために、日常生活の便宜を図る用具や機能訓練のための用具の貸与が受けられます。

介護サービス（要介護１～５）

福祉用具購入費の支給

- ・福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排せつのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）を購入した時、購入費の９割相当額が支給されます（※福祉用具購入費の支給限度額は、同一年度で原則１０万円です）。

住宅改修費支給

- ・手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした時、住宅改修費が支給されます（※住宅改修費の支給限度額は、同一の住宅で原則２０万円です）。

介護福祉施設サービス＜特別養護老人ホーム＞

- ・常時介護が必要で家庭での生活が困難な人が入所して、食事・入浴・排せつなどの介護やその他の必要な日常生活上の世話が受けられます。

介護保健施設サービス

- ・状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや食事・入浴・排せつなどの介護が受けられます。

介護療養施設サービス

- ・長期療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

介護医療院サービス

- ・長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。